

◆ 提出書類チェックリスト

チェック後、このリストも封筒に入れて提出してください。

認定区分を確認し、必要書類をそろえてください。

不足書類があると、無償化給付の開始が遅れることがあります。

認定区分	必要書類 <input type="checkbox"/> にチェックし、不足がないか確認してください。
1号認定 (教育部分)	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定申請書【白色】 <input type="checkbox"/> 申請書の保護者欄に記入した方のマイナンバーが確認できるもの 例) マイナンバー通知カードの写し マイナンバーカード裏面の写し マイナンバーが記載された住民票の写し } マイナンバーが分かる面のコピー
	<input type="checkbox"/> 申請書の保護者欄に記入した方の身元確認書類 (顔写真付きの公的証明書 1点) 例) 運転免許証の写し マイナンバーカード表面の写し パスポートの写し } 有効期間内のもの
	<input type="checkbox"/> 顔写真付きの証明書がない場合は、「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの2点 例) 保険証の写し 年金手帳の写し など
	<input type="checkbox"/> 入園に関する個人番号等の確認票

- 封筒の封をする前に、再度必要書類に不足がないか確認してください。
- に✓後、この用紙も同封してください。
- 封筒には、幼稚園名と園児氏名を記入して提出してください。

◆ 保育料について

国の幼児教育・保育の無償化により、満3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する全階層で保育料（教育標準時間部分）が「0円」となります。ただし、課税状況を確認させていただく必要があります。

なお、各園において、保育料とは別に上乗せ徴収（教育・保育の質の向上を図るための対価）や実費徴収（給食費、園バス代等）を行っている場合があり、その部分は引き続き保護者負担となります。詳細は各園にお問い合わせください。

認定区分	対象となる子ども	無償化となる範囲
1号認定 (教育部分)	満3歳以上の小学校就学前の子ども	保育料（無償化）※1
2号認定 (保育部分)	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする小学校就学前の子ども	預かり保育料 (月額11,300円まで)
3号認定 (保育部分)	市民税非課税世帯の満3歳児※2であって、保護者の就労や疾病等により保育を必要とする小学校就学前の子ども	預かり保育料 (月額16,300円まで)

※1 施設によっては、保育料とは別に上乗せ徴収や実費徴収あり

※2 満3歳児…3歳の誕生日のあと、最初の3月31日までの間にある子ども

◆預かり保育料について

預かり保育とは、幼稚園等の教育時間の前後、夏休み期間中などに在園児を対象とした保育活動のことをいい、保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児のこども（保育部分の2号認定）が、幼稚園等が実施する預かり保育を利用した場合は、1日450円、月額上限11,300円まで無償化の対象となります。

満3歳児のこどもの場合は、保育の必要性の認定を受けていることに加え、市民税非課税世帯の場合（保育部分の3号認定）に限り、1日450円、月額上限16,300円まで無償化の対象となります。

●預かり保育料に係る施設等利用給付を受けるためには、「施設等利用費請求書」の提出が必要です。預かり保育を利用の際、利用料を幼稚園等に支払った後、幼稚園等が発行する預かり保育利用料の領収書等の証明書を添付して「施設等利用費請求書」を市へ提出していただきます。

請求書の提出時期は、原則、四半期ごとに幼稚園等を通じて案内します。

◆2号認定の場合の「保育の必要性を証明する書類」

※ ①、②と記載がある場合、①、②両方の書類が必要です。

保育が必要な事由	保育の必要性を証明する書類	
就労（家事以外） （月64時間以上）	会社等勤務	①就労証明書に事業所の証明を受けたもの
	自営	①就労証明書に証明をしたもの ②営業許可証、開業届、確定申告書等の写し
妊娠・出産	①家庭状況証明書（就労以外） ②母子健康手帳の写し（氏名と出産（予定）日が確認できるページ）	
疾病・負傷・ 障がい	疾病・負傷	①家庭状況証明書（就労以外） ※医師の証明が必要
	障害 （手帳有り）	①家庭状況証明書（就労以外） ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	障害 （手帳なし）	①家庭状況証明書（就労以外） ※医師の証明が必要
介護・看護	①家庭状況証明書（就労以外）※医師の証明が必要	
災害復旧	①家庭状況証明書（就労以外） ②災害の内容がわかる証明書(罹災証明書等)	
求職活動	①家庭状況証明書（就労以外） ②ハローワークなどの証明書	
就学・職業訓練	①家庭状況証明書（就労以外） ②在学証明書（在学期間が確認できるもの）	

不明な点がございましたら、山口市こども・健康課（22-6839）まで、ご連絡ください。